

宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長職務代理者 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の提供）について（答申）

平成25年11月22日付け、25宇市広第583号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の提供）について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった個人情報の提供については、提供に相当の理由があると認められるため、提供の例外類型事項整理番号15を下表のとおり修正することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当と認められる理由
15	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合に、当該個人に対して、不正取得者の個人情報を提供すること。	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合において、同様の事案の発生を抑制し、被害者自身が被害の拡大・再発の防止のために必要な対策をとるために、当該被害者に対して、不正取得者の個人情報を提供する必要があるため。 ただし、不正取得があったことが、裁判上確定した場合又は裁判上確定していないが不正取得とみなすことが相当と認められる場合に限る。